屋久島町告示第　号

　屋久島町事業者支援給付金交付要綱を次のように定める。

　　令和３年10月１日

屋久島町長　荒木　耕治

屋久島町事業者支援給付金交付要綱

　（趣旨）

第１条　新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大（以下「コロナ禍」という。）による屋久島町（以下「本町」という。）への入込者数の激減のほか、コロナ禍により事業活動の縮小を余儀なくされるなど経済的に影響を受けている事業者の事業活動の維持及び再開支援のため、屋久島町事業者支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、屋久島町補助金等交付規則（平成19年屋久島町規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（給付金の交付対象）

第２条　この要綱による給付金の交付対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、本町に施設、店舗、事務所、事業所等（以下、「事業所等」という。）を有する次の各号に定める者のうち、原則として、本町の住民基本台帳に登録されており、且つ、営業が開始されている事業者又は、本町と本土間を結ぶ人口移動及び経済活動において欠くことのできない交通事業者とする。

　(１)　旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の規定により旅館業の営業の許可を受けている宿泊事業者

　(２)　食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第１項の規定により鹿児島県知事の許可を受け又は食品衛生法第57条第１項の規定により鹿児島県知事へ届出を行っている飲食店営業等事業者

　(３)　酒税法（昭和28年法律第６号）第７条第１項の規定により種子島税務署長の免許を受けている酒類製造事業者及び同法第９条第１項の規定により種子島税務署長の免許を受けている酒類の販売事業者

　(４)　前２号を除く製造・卸売り・小売・サービス事業者

　(５)　エコツアーガイド・アクティビティ等体験提供事業者

　(６)　施設や店舗等で体験商品を提供する事業者

　(７)　エコツアー体験用品類を賃貸する事業者

　(８)　揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第３条の規定により揮発油販売業の登録を受けて揮発油を販売する事業者

　(９)　道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けているタクシー事業者並びに同法第80条第１項の規定により自家用自動車の有償貸渡し業の許可を受けているレンタカー事業者

　(10)　道路運送法第４条第１項の規定により一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている定期路線バス運行事業者又は同法第４条第１項の規定により一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている貸切バス運行事業者

　(11)　海上運送法（昭和24年法律第187号）第３条第１項の規定により一般旅客定期航路事業の営業の許可を受け、本町への定期船を運航する事業者

　(12)　航空法（昭和27年法律第231号）第100条第１項の規定により航空運送事業の経営の許可を受け、本町への定期航空機を運航する事業者

　(13)　旅行業法（昭和27年法律第239号）第３条の規定により観光庁長官の登録を受けている旅行業者又は旅行業者代理業者

　(14)　その他、町長が特に必要と認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付対象者としない。

　(１)　 前項に規定する交付対象者の要件及び次条に規定する給付の要件を満たしていない者

　(２)　既に給付金の交付を受けた者

　(３)　所得税法（昭和40年法律第33号）第232条第１項の規定による日々の収入金額等を記した帳簿書類を作成及び保存していない者

　(４)　屋久島町暴力団排除条例（平成24年屋久島町条例第20号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団

　(５)　暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員

　(６)　前２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係にある者

（給付の要件）

第３条　給付金は、前条第１項に定める給付対象者が次の各号の要件を満たす場合に交付する。なお、事業収入の減少要因はコロナ禍に起因するものに限り、コロナ禍に係る経済対策のために国又は都道府県から交付された支援金も事業収入に含めること。

　(１)　令和２年９月１日以前から営業を開始している事業者にあっては、令和３年４月１日から令和３年９月30日までの期間における事業収入が、前年又は前々年の同期間と比較して３割以上減少していること。

　(２)　令和２年９月１日以前から営業を開始している事業者のうち、令和３年４月１日から令和３年９月30日までの期間における事業収入の減少割合が、前年又は前々年の同期間と比較して３割に満たない事業者にあっては、前年又は前々年の同期間における各月の事業収入と比較して、いずれかの月で５割以上減少していること。

　(３)　令和２年９月２日以降に営業を開始した事業者にあっては、営業開始日から令和３年９月30日までの期間における事業収入が、当該期間の平均値と比較して、いずれかの月で５割以上減少していること。

　(４)　令和２年までの事業収入に係る税の確定申告（修正申告を含む。）を完了していること。

　(５)　第２条第１項に規定する住民基本台帳登録の基準日は、令和３年７月１日とする。

　(６)　商慣習あるいは社会通念に照らし合わせて、業としての活動と認められること。

（給付の交付単位）

第４条　給付金の交付は、現に販売やサービス提供等の事業活動が行われている事業所等を単位とし、１事業所等の同一区画内における複数事業種別ごとの申請は認めない。ただし、１事業所等の同一区画内であっても、事業者が異なる場合はこの限りでない。

　（給付金の額）

第５条　給付金の額は、別表に定めるとおりとする。この場合において、複数の事業所等を営む事業者は、前条の交付単位における当該事業種別ごとの額の合計額とする。

　（給付金の交付の申請）

第６条　給付金の交付の申請をしようとする者は、屋久島町事業者支援給付金交付申請書（別記様式）に別途定める書類を添えて、町長に対して、令和３年11月12日までに提出しなければならない。

　（準用）

第７条　規則第７条に規定される補助金等交付決定通知書（別記第３号様式）は、金融機関口座への振込通知書をもって代えることとする。

　（規則の適用除外）

第８条　規則第４条、第６条、第８条から第17条、第18条第１項第１号及び第２号、第18条第２項並びに第23条の規定は、給付金の交付において適用しない。

　（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年10月１日から施行し、令和４年３月31日限り、その効力を失う。

別表（第５条関係）

　給付金の額

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　業　　種　　別 | 給付金の額 |
| 令和２年９月１日以前事業開始（３割減少） | 令和２年９月１日以前事業開始（減少幅３割未満） |
| 令和２年９月２日以降事業開始 |
| ① | 旅館業法第３条第１項の規定により旅館業の営業の許可を受けている宿泊事業者 | 宿泊可能人数 | 30人未満 | 10万円 | 5万円 |
| 30～59人 | 20万円 | 10万円 |
| 60～89人 | 50万円 | 25万円 |
| 90人以上 | 100万円 | 50万円 |
| ② | 食品衛生法第55条第１項の規定により鹿児島県知事の許可を受け又は届出を行っている飲食店営業等事業者 | 10万円 | 5万円 |
| ③ | 酒税法第７条第１項の規定により種子島税務署長の免許を受けている酒類製造事業者及び同法第９条第１項の規定により種子島税務署長の免許を受けている酒類の販売事業者 |
| ④ | ②③を除く製造・卸売り・小売・サービス事業者 |
| ⑤ | エコツアーガイド・アクティビティ等体験提供事業者 |
| ⑥ | 施設や店舗等で体験商品を提供する事業者 |
| ⑦ | エコツアー体験用品類を賃貸する事業者 |
| ⑧ | 揮発油等の品質の確保等に関する法律第３条の規定により揮発油販売業の登録を受けて揮発油を販売する事業者 |
| ⑨ | 道路運送法第４条第１項の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けているタクシー事業者並びに同法第80条第１項の規定により自家用自動車の有償貸渡し業の許可を受けているレンタカー事業者 | 30万円 | 15万円 |
| ⑩ | 道路運送法第４条第１項の規定により一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている定期路線バス又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている貸切バスを運行する事業者 | 100万円 |  |
| ⑪ | 海上運送法第３条第１項の規定により一般旅客定期航路事業の営業の許可を受け、本町への定期船を運航する事業者 | 100万円 |  |
| ⑫ | 航空法第100条第１項の規定により航空運送事業の経営の許可を受け、本町への定期便を運航する事業者 | 100万円 |  |
| ⑬ | 旅行業法第３条の規定により観光庁長官の登録を受けている旅行業者又は旅行業者代理業者 | 10万円 | 5万円 |
| ⑭ | その他、町長が特に必要と認めるもの | 上記を基準として適宜決定する |

別記様式（第６条関係）

屋久島町事業者支援給付金交付申請書

令和　　年　　月　　日

　屋久島町長　様

　　　　　　　　　　　　【申請者】 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　 商号又は屋号

　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　 連絡先　　　　　　－　　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　　　 Ｅｍａｉｌ

　　　　　　　　　　　　　　　　　 担当者名

　屋久島町事業者支援給付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請し、併せて、交付要綱第２条第２項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

　また、受給資格の確認に当たり、次の事項に同意します。

① 受給資格等の確認に当たり、本給付金事務担当の屋久島町職員が公簿等を閲覧することがあります。

② 町から下記に記載された振込先口座に振込手続後、記載誤り等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から約１ヶ月後の申請期限までに、申請者に連絡・確認ができない場合は、申請が取り下げられたものとみなします。

③ 不正な方法により本給付金を受給したことが判明した場合は、全額返還していただきます。

　なお、給付金については、下記の指定口座に振り込んでください。

記

１　事業の内容

【宿泊施設の場合：収容可能人数　　　　　人】

　　※複数事業所等分を申請する場合は、別紙にその内訳を記載してください。

２　事業収入減少要因（当てはまるもをすべて☑）

|  |
| --- |
|  □ 入込客（観光客）の減少による □ 町民の利用者減少による □ 緊急事態宣言等に伴う時短営業や休業など、取引先への出荷量減少による □ 移動制限による利用者減少による □ 事業主や従業員のコロナ感染又は濃厚接触により休業したことによる □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

３　給付金交付申請額　　　　　　　　　　　　　円

※町審査欄

給付決定額　　　　　　　　円

４　振込先口座

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 支店名 | 分類 | 口座番号（右詰めでお書きください） |
|  | 1.銀行2.金庫3.信組 | 4.信連5.農協6.漁協7.信漁連 |  | 1.本店2.支店3.本所4.支所5.出張所 | 1.普通2.当座 |  |  |  |  |  |  |  |
| 金融機関コード |  |  |  |  | 支店コード |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

５　添付書類

|  |
| --- |
| * 営業許可書又は届出書の写し（該当事業者のみ）
* 法人事業概況説明書の写し（法人の場合）
* 確定申告書類一式の写し
* 所得税青色申告決算書類一式の写し（青色申告の場合）
* 毎月の事業収入を記録した帳簿等の写し
* ガイドであることを証する書類等の写し（ガイド事業者の場合）
* 出荷証明や水揚げ証明などの取引内容を証明する書類（該当事業者のみ）
* 振込先口座情報が確認できるもの（預金通帳の写し）
 |
| ※振込先口座が屋久島町の町税や水道料等に現に使用している口座や、昨年度、町から事業者支援給付金を受けた口座申請者名義である場合、預金通帳の写しは必要ありません。※ガイドであることを証する書類は、屋久島町エコツーリズム推進協議会が発行する「登録ガイド証」、屋久島町が発行する「屋久島公認ガイド証」を基本とし、これらを有しない場合は屋久島観光協会等から下記により証明を得ること。なお、同業者同士による証明は認めません。※上記のほか、必要に応じて追加で書類提出を求める場合があります。 |

【ガイドであることの証明】

|  |
| --- |
| 　屋久島町長　様　申請者　　　　　　　　　　　は、屋久島町でガイド業を営む者であることを証明します。　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　【証明者】住所　　　　　　　　　　　　　　　　団体等名称　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　印　　　　　　　　　　　　　　　連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　Ｅｍａｉｌ　 |

別紙（申請事業所等内訳）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所等名称 | 所在地 | 事業の内容 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |